

令和6年度

社会福祉法人白寿会 事業計画



(特別養護老人ホーム第二白寿園 完成図)

1	社会福祉法人白寿会	令和6年度事業計画	...	P	002
2	特別養護老人ホーム白寿園	令和6年度事業計画	...	P	010
3	白寿園居宅介護支援事業所	令和6年度事業計画	...	P	013
4	白寿園第二居宅介護支援事業所	令和6年度事業計画	...	P	015
5	磐田市竜洋地域包括支援センター	令和6年度事業計画	...	P	017
6	白寿園ショートステイ	令和6年度事業計画	...	P	018
7	デイサービスセンター白寿園一般型	令和6年度事業計画	...	P	020
8	白寿園研修センター	令和6年度事業計画	...	P	021
9	白寿園ケアハウス	令和6年度事業計画	...	P	022
10	特別養護老人ホーム第二白寿園	令和6年度事業計画	...	P	023
11	白寿園ホームヘルプサービス	令和6年度事業計画	...	P	025
12	なないろ保育園	令和6年度事業計画	...	P	026
13	せんず堂デイサービスセンター	令和6年度事業計画	...	P	027

1. 令和6年度 社会福祉法人 白寿会事業計画

No.	タイトル	No.	小項目
1	基本方針 (理念)		
2	事業運営計画	2-1	理事会・評議員会の開催
		2-2	経営戦略会議の開催
		2-3	監事監査の開催
		2-4	事業管理 (事業所の統括及び内部監査)
		2-5	人事管理
		2-6	労務管理
		2-7	財務管理
		2-8	令和6年度の主要な取組み
		2-9	危機管理
3	制度改正の概要	3-1	令和6年度介護保険制度改正の概要
4	地域における公益的な取組み	4-1	
5	令和6年度年間行事予定	5-1	

1. 基本方針 (理念)

社会福祉法第24条／介護保険法第115条の32

社会福祉法人白寿会(以下当法人と省略)は、社会福祉事業及び介護保険事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、介護サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。特に平成26年度にはインフルエンザの発生について静岡県の規則に基づき報道発表に至った経緯を省みて感染症の予防対策の徹底をアメニティの創造の主要項目に位置づけます。なお、社会福祉法第24条第2項に位置付けられた「地域における公益的な取組み(地域貢献)」についても法人の基本理念として明文化します。

- 1 アメニティ(安心・安全・清潔で、質の高いサービスの提供を行う快適な空間)の創造
- 2 福祉を担う人材の安定的確保、人材の育成
- 3 利用者の尊厳の保持と自立支援を図ること
- 4 コンプライアンス(法令遵守)の徹底
- 5 地域における公益的な取組み
- 6 経営の安定・強化

2. 事業運営計画

2-1 理事会・評議員会の開催

当法人の運営に関わる事業計画・報告、予算・決算の審議および、その他の重要な案件の審議、並びに法令順守の徹底を図るために定期または随時に評議員会、理事会等を開催します。なお、平成 29 年に改正された社会福祉法の規定に基づき、評議員会を議決機関として位置づけ、理事会を業務執行に関する意思決定機関と位置づけます。

〔1〕定期

5月	監事監査
6月	第1回理事会 法人・事業所の令和5年度事業報告
6月	第1回評議員会—決算の承認
11月	第2回理事会／第2回評議員会 令和6年度前期運営報告・令和6年度補正予算
3月	第3回理事会／第3回評議員会 令和7年度度事業計画及び予算等の承認

〔2〕随時

	臨時に行う重要な案件の審議
--	---------------

2-2 経営戦略会議の開催

当法人全般の運営に関する事項、人事・予算に関する事項等、重要な案件及び当法人の中・長期計画の審議を行う場として経営戦略会議を隔月に開催します。

2-3 監事監査の開催

当法人及び法人内の所属事業所の会計・財産の状況、業務執行の状況を監査するために、定期を5月として監事監査を開催します。また、事業活動に関する監事監査について半期を目途に実施し、各種サービス運営の適正化に努めます。

2-4 事業管理（事業所の統括及び内部監査）

法令遵守の徹底、適切な事業運営の管理を行うため、上記理事会・評議員会、経営戦略会議の開催、監事監査の実施の他に、施設及び事業所ごとに等年度の事業計画を作成し、当該計画に基づく事業を運営します。また、事業所の枠を超えた表 01 の「委員会」を法人内に作り事業の運営の円滑化を図ります。なお、法人内で表 02 の優先入所検討会及び苦情解決委員会、表 03 内部監査を実施し事業の適正な運営を確保します。また、運営会議において、管理職研修とし、介護保険法に規定する業務管理体制に基づき法令遵守に資する取り組みを行います。

■ 表 01 社会福祉法人白寿会の内部委員会等 (本計画第 13 章において詳細を掲載)

No. 委員会の名称	主な活動内容
01 虐待防止検討委員会 (身体拘束廃止委員会)	静岡県規則第 10 号 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則) 第 38 条の 2 / 第 13 条第 4～6 項に基づき、入所者の虐待防止及び身体拘束を廃止するための活動。指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
02 事故防止委員会	静岡県規則第 10 号第 38 条に基づく、事故発生の防止のための活動。令和 4 年度からは情報漏洩に係る事故についても対応する。
03 感染対策委員会	静岡県規則第 10 号第 30 条第 2 項に基づく、衛生管理活動。平成 24 年度からはたんの吸引等に関する進捗状況管理を行うことも活動内容に追加する。
04 褥瘡予防委員会	静岡県規則第 10 号第 15 条第 5 項に基づく、入所者の褥瘡の発生の防止を図る活動。指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
05 防災委員会	静岡県規則第 10 号第 29 条に規定された非常災害対策の活動。
06 広報委員会	広報紙「かぜのまちだより」の発行、ホームページの管理を通じた白寿会の PR 活動、白寿会人材確保に関するパンフレット作成。
07 福利厚生委員会	職員の親睦活動の企画・実施。
08 衛生委員会	労働安全衛生法に基づき、労働環境の改善に努める。
09 利用者の安全並びに 介護サービスの質の 確保及び職員の負担 軽減に資する方策を 検討するための委員 会	介護現場における生産性の向上に資する取組を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

平成 23 年に制定された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、居宅サービスや施設について従来は厚生労働省令で定められていたそれぞれの人員・設備・運営に関する基準が、都道府県または市町村の条例に委任されることになり、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、静岡県規則第 10 号 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則) 等に変更されています。

■ 表 02 社会福祉法人白寿会の優先入所検討会／苦情解決委員会／家族会

(1)	優先入所検討会 年 4 回開催 介護老人福祉施設白寿園の入所の可否及び優先入所順位の決定。 同日に白寿園と第二白寿園の優先入所検討会をそれぞれ個別開催する。 待機の状況によっては臨時での開催を検討。
(2)	苦情解決委員会 令和 6 年 6 月、12 月 (令和 6 年度より年 2 回) 開催予定 法人内の各事業に関する苦情内容の報告。改善策の提案。
(3)	白寿園家族会 実施予定 白寿園の行事、園内清掃へのご協力等。白寿園と第二白寿園で一体的に運営します。

■ 表 03 社会福祉法人白寿会内部監査項目

A	指定基準に関する遵法状況の確認	
	①	静岡県規則第 10 号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則）
	②	静岡県規則第 9 号（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則）
	③	静岡県規則第 13 号（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則）
	④	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
	⑤	磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則
	⑥	磐田市の総合事業に関する規則
	⑦	児童福祉法及び子供子育て支援法
B	介護報酬算定の根拠の確認	
	①	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
	②	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
	③	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
	④	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
	⑤	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
	⑥	磐田市の総合事業に関する報酬の基準
C	令和 6 年度事業計画の進捗状況	
D	高齢者虐待防止法に伴う地域包括支援センターの社会福祉士による虐待防止のための監査及び指導	
E	その他必要な事項－質の高い介護サービスを提供するための介護技術の習得状況の確認	

2-5 人事管理

法人本部は人材育成と確保の観点から、介護従事者の社会的な需給状況を把握するとともに、魅力ある職場作りを推進します。その一環として、職員のスキルアップ支援として、研修センターを中心に、職員会議等の場で資質向上のための研修会を実施するとともに、介護職員初任者研修、介護支援専門員等の資格取得に向けた支援を行います。また、定期的に介護職員の医療研修を計画的に受講させる予定です。

また、職員の定着及び資質向上を目的として OJT（On-the-Job Training／職場内教育）の確立を図るとともに、従前から行っている職員教育における自己評価のツールとして、社会福祉法人白寿会人事考課シートによる自己評価などを行います。

令和 6 年度から令和 8 年度までに、人材育成とチームケアの質の向上、そして、情報共有の効率化に取り組み、楽しい職場・働きやすい職場を実現し、職員のモチベーションを向上することで、人材の定着・確保へつなげることを目指します。

2-6 労務管理

法人本部は、適正な労務管理を実施するために労働基準法および労働安全衛生法等の法規制を遵守します。特に就業規則に基づいた労務管理の進捗を監視することで、効率的な労務環境を確立します。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴った介護休暇の取得なども可能とします。

2-7 財務管理

当法人本部は、健全な事業経営を推進するために、各月において「管理経営会議」「運営会議」を開催し、予算及び事業実績の執行状況について監視（分析）・管理をしていきます。この会議は、事業活動による資金収支の状況、実績の進捗・課題・展望を主たる内容とします。また、前述のとおり「経営戦略会議」を開催し、経営上の重要な案件について審議します。なお、本計画では経営状況の把握・分析を可能とするため、事業ごとに利用者数等に係る数値目標を定めています。

2-8 令和6年度の主要な取組

令和6年度は、第二白寿園の増床に伴う40床が新たに開所されます。

また、3年に1度行われる介護保険制度（介護保険制度、基準省令、介護報酬）の改正について情報を整理し、対応をします。その中でも特に、令和6年4月から居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受け、介護予防支援の実施に努めます。

2-9 危機管理

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の構築を目指します。事業継続計画を実効性のあるものにするため定期的な見直し、そして、研修や訓練を行います。

3. 令和6年度介護保険制度改正の概要

■人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬の改定が行われます。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

■ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

・ 質の高い公正中立なケアマネジメント

※居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合

・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

・ 医療と介護の連携の推進

- 在宅における医療ニーズへの対応強化
- 在宅における医療・介護の連携強化
- 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
- 高齢者施設等と医療機関の連携強化

・ 看取りへの対応強化

・ 感染症や災害への対応力向上

- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進
 - ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
 - ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
 - ・ LIFE を活用した質の高い介護

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進
 - ・ 介護職員の処遇改善
 - ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
 - ・ 効率的なサービス提供の推進

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築
 - ・ 評価の適正化・重点化
 - ・ 報酬の整理・簡素化

5. その他

- ・ 「書面掲示」制度の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

4. 地域における公益的な取組み

社会福祉法第24条第2項では、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と定められています。白寿会では、地域の要請があった場合には、出前講座等を積極的に実施していきます。

さらに、令和2年度から開始した「配食サービス」は、令和6年度も白寿会の公益事業の柱として竜洋生活応援クラブと協働して実施をめざします。

5. 社会福祉法人白寿会 令和6年度行事予定

予定		主要行事
月	日	
4	1	辞令交付式
5		監事監査（令和6年度第1回内部監査）
		令和6年度第1回理事会
6		令和6年度第1回評議員会
		第1回苦情解決委員会
		開園33周年記念式
7		令和6年度白寿会納涼祭
9		白寿園令和6年度敬老会
10		令和6年度第2回内部監査
11		法人役員視察研修
		令和6年度第2回理事会／第2回評議員会
12		第2回苦情解決委員会
3		令和6年度第3回理事会／第3回評議員会

■ 社会福祉法人 白寿会の歴史

年	月	沿 革
平成 2 年	12 月	社会福祉法人白寿会開設
平成 3 年	6 月	特別老人ホーム白寿園開園
	7 月	ショートステイ受け入れ開始
	10 月	白寿園デイサービスセンター受け入れ開始
	11 月	白寿園家族会発足
平成 10 年	4 月	竜洋町の委託を受け「竜洋町在宅介護支援センター」を開設 白寿園ホームヘルプサービスを開設
平成 12 年	4 月	介護保険制度創設／当法人も介護保険の指定を受け、介護老人福祉施設・居宅介護支援などの事業を展開
	11 月	白寿園増床（50 名→70 名） ケアハウス新設／認知症対応型通所介護新設
平成 13 年	6 月	白寿園創立 10 周年記念式典
平成 18 年	4 月	磐田市より委託を受け「磐田市南部地域包括支援センター」を開設
平成 19 年	4 月	デイサービス B 型事業所新築
	12 月	白寿園研修センター開設
平成 20 年	12 月	天皇陛下より御下賜金を拝受
平成 21 年	4 月	磐田市南部地域包括支援センター移転（磐田市竜洋支所内に開設）
平成 23 年	6 月	白寿園創立 20 周年記念式典
平成 25 年	11 月	白寿園第二居宅介護支援事業所を開設
平成 29 年	4 月	第二白寿園開設
平成 30 年	11 月	企業主導型保育事業なないろ保育園を開設
令和 2 年	11 月	白寿園ケアハウス 20 周年
令和 3 年	11 月	白寿園創立 30 周年記念式典
令和 6 年	4 月	第二白寿園増床（40 名→80 名）

特別養護老人ホーム 白寿園

令和6年度 事業計画

介護保険事業所番号 2276600034

■ 令和6年度 活動コンセプト

「一致団結 ご入所者ファースト」琢磨

令和6年度においても、ご入所者、ご家族・保証人様、地域の方々に、白寿園は全てにおいて「**ご入所者が最優先である**」というイメージを抱いていただけるようその向上を目指します。それは業務優先的ではなく、目の前のご入所者の思いにいつでも応える姿勢、これこそが年月をかけて積み上げた白寿園の財産であり、原点であるという思いを胸に1年間皆で切磋琢磨し、「**介護サービスの質の向上**」に努めます。

重点目標 ① 介護事故の防止と対策の強化に努めます。

・職員は、介護事故について「思い込み」を持たず、「誰にでも起こりうる」と意識し、「ヒヤリハット報告」を活用することで、気づく力を養います。

※昨年度、重度事故の発生した食事提供時間帯については特に注意をします。

重点目標

②-1 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）により、安全・安心な職場環境づくりを目指します。

②-2 業務の明確化と役割分担の見直しにより、ムリ・ムダ・ムラ（3M）を削減して業務全体の流れを見直します。

・ご入所者のプライバシーと人権を守り、また、ご入所者が尊厳を保持し、その人らしく過ごすことのできる環境整備、そして、美化活動に努めます。

・記録システムの導入により、記録時間の削減と職員間のスムーズな情報共有、新たな加算取得を実現します。

※生産性向上推進に取り組みます。

重点目標 ③ ご入所者が安心して過ごせるために感染症や災害への対応力の向上に努めます。

・感染症や災害発生時における事業継続計画をより実効性のあるものとします。

→BCPの職員への浸透・定着に努めます。

→BCPの定期的かつ継続的な見直しと改善をします。

各部署の重点取組事項

■ 令和6年度 生活相談員・施設ケアマネ・事務

重点目標 ①

取組事項の内容

- ・定期的に食事介助業務を行い(へ参加し)、ヒヤリ・ハットした場合には必ず報告を上げます。
- ・上げられたヒヤリハット報告の内容を多職種カンファレンスで確認します。
- ・対応すべき必要がある場合には、対策を検討し速やかに改善をします。

重点目標 ②

取組事項の内容

- ・園からの連絡やご入所者の容態等の報告について、通話以外の連絡手段を検討します。
- ・管理文書、保管文書、電子データの整理を行い、保管スペースの確保と情報共有の簡潔化を行います。
- ・介護職員とともにモニタリングを行い、ご入所者の課題の共有を図り、施設サービス計画原案に反映させます。

重点目標 ③

取組事項の内容

- ・業務継続計画に関する内容を周知し、そして、研修に関する準備を積極的に行います。
- ・大規模災害が発生した場合等を想定し、施設サービス計画書原案(第1表)には、ご家族等の情報について、入所時、そして、入所後も定期的に確認をし、実情に合った内容を記載します。
- ・災害用、感染症対策用の消耗備蓄品の管理方法を明確にし、在庫管理を行っていきます。

■ 令和6年度 医務・栄養・機能訓練

重点目標 医務

取組事項の内容

- ・定期的に食事介助業務を行い(へ参加し)、ヒヤリ・ハットすることがあれば必ず報告書を上げます。
- ・ご入所者の病変の急変が生じた場合の対応方法を部署の会議にて話し合い、適宜、見直します。
- ・感染対策に努め、拡大しないよう心掛けます。ご入所者、職員の体調の管理、把握に努めます。

重点目標 栄養

取組事項の内容

- ・給食委託業者が切り替わるため、委託業者、各部署と密に連携を図り継続的に安全な食事が提供できるよう。多職種と連携し栄養ケアマネジメントを実施します。
- ・実務を明確に記載した手順書を作成し、給食管理・栄養管理の質の確保と向上を目指します。
- ・備蓄品の整備、運用を適切に行います。非常災害時における食事提供に関するマニュアルを定期的に見直します。

重点目標 機能訓練

取組事項の内容

- ・食の楽しみ・安全を維持するために、集団による嚥下訓練を行います。
- ・ADLの維持や生活意欲の向上のため、機能訓練(立位・歩行・移乗)や作業療法(壁画・脳トレ・プリント)を積極的に行います。
- ・ご家族との交流や思い出作りとして、ご入所者のニーズに応え、外出やレクリエーションを企画し、他部署の協力を得て実施します。

■ 令和6年度 笑門・福来(介護)

活動目標 ①

取組事項の内容

- ・安全に食事を召し上がっていただけるよう、食前30分から食後30分が経過するまでの共通の手順と、どこからでもご入所者を確認できる見守り配置環境を整備します。
- ・「気づく力」を養うため、1日1件以上、ヒヤリハット報告を上げ、職員別にしてホワイトボードへ貼っていきます。

- ・職員の参画意識を高めるため、ヒヤリハット報告から予測される事故の対策を考え実行します。
- ・ヒヤリハット報告を上げたことで介護事故を防ぐことができた事例集を作成していきます。
- ・業務手順・優先順位・介護方法・注意すべき点を写真等用いて作成し、誰が見ても分かり易い手順書を作成します。

活動目標 ②

取組事項の内容

- ・寮母室内やご入所者の生活環境等を整え、ご入所者に安全な介護を提供できる環境づくりをします。
- ・施設内の環境改善項目を洗い出し、改善期日等を定め取り組んでいきます。
- ・環境に慣れるため、定期的に特定技能実習生への日本語や介護についての勉強会を開催します。
- ▶日本の文化や慣習、そして、「挨拶の大切さ」を伝えます。
- ・記録を紙媒体から電子化へ移行します。そこで、業務内容を洗い出し、見直しを行います。

活動目標 ③

取組事項の内容

- ・全ての職員が業務継続計画の内容を理解できるようケア会議で周知徹底をします。
- ・介護職員の心理的負担が軽減できるよう、夜間を想定した避難訓練やシミュレーション訓練計画を立案し、防災委員会と協働して行います。
- ・「困った時にはお互い様」という気持ちの良い対応ができる職場風土を作り上げます。

白寿園居宅介護支援事業所

令和6年度事業計画

介護保険事業所番号 2276600034



■ 令和6年度 活動コンセプト

『貴方』がいるから頑張れる。そんな『貴方』になりたい。

高齢になって、介護が必要となっても住み慣れたこの家でずっと過ごしたい…これは誰もが当たり前
に持つ願いです。この当たり前の気持ちに寄り添い、ご利用者・ご家族の持っている力を十分に引き
出しながら支援をする、そんな『貴方』になりたいと思います。

**重点目標 ① 令和6年度より居宅介護支援事業所の新たな事業対象となる指定介護予防支
援の指定を受けます。**

- ・改正介護保険法の施行に伴う、指定介護予防支援の事業開始の為に、法人並びに当事業所として令和5
年度中より各種申請書類の準備並びに体制整備を行い、
 - ▶ 要支援認定区分のご利用者との直接的な契約手続に基づくサービス提供により、ご利用者へのケアマ
ネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供できるよう努めます。
 - ▶ 全国的に要支援認定区分等、軽度者へのケアマネジメントを行う人材の不足が課題としてあげられる
ことに対し、当事業所として新たな制度の下で介護予防支援サービスを提供することで、効率的なケアマ
ネジメントの実施及びサービス提供の可能性について模索及び分析を行っていきます。
 - ▶ 磐田市の地域包括支援センターとの更なる連携を図ることで、地域包括支援センターの役割である包
括的・継続的ケアマネジメント支援が効率的に行うことができるよう協力していきます。

**重点目標 ② 生産性のある事業運営を目指し、業務の効率化と改善に向けた課題の精査に
努めます。**

- ・ケアマネジメントで使用する帳票類について、専用ソフトウェア（ワイズマン）を活用することで様式
を統一し、業務の効率化や情報の共有が容易となるよう努めます。
- ・月毎の介護給付費件数並びに常勤換算数に基づく請求可能件数を数値化することで、効率良く新規ケア
マネジメントの受け入れができるよう努めます。
- ・感染症や災害発生時における事業継続計画をより実効性のあるものとするために、事業継続計画の見直
しやシミュレーション訓練の実施に努めます。
- ・上記活動について、次年度の新たな活動目標に繋がるよう、年度の活動を通じてフィードバックしてい
きます。

重点目標 ③ 質の高い適正なケアマネジメントの実施に努めます。

- ・ご利用者の立場に立って尊厳を守り、丁寧なアセスメントのもとに自立支援に向けた公正中立なケアマネジメントに努めます。
- ・特定事業所加算要件にもある、インフォーマルサービスを含めた多様な生活支援のサービスが提供されるようなケアプラン作成に努めます。
- ・サービス紹介状況をご利用者へ説明し公表していくと共に、必要なサービスの選択ができるよう、公正中立の基本姿勢のもとに対応していきます。
- ・令和6年度より法定研修のカリキュラムで適用となる「適切なケアマネジメント手法」に基づくケアマネジメントの実践に努めます。

重点目標 ④ 職員個々の介護支援専門員としての資質向上に努めます。

- ・定例ケアマネ会議では、スーパービジョンの手法を取り入れ、個々のケアマネジャー、また事業所全体のスキルアップに努めます。
- ・特定事業所加算の算定要件である他法人との共同事例検討会では、Z o o mを活用して、多様な事例を受け止め研鑽に努めます。
- ・令和6年度改正で新たに加わった特定事業所加算の算定要件である、ヤングケアラーや障がい者、生活困窮者、難病患者等の支援に関する研修会等に参加し、新たな知識の研鑽に努めます。
- ・磐田市の給付適正化事業であるケアプラン点検に参加し、ケアプランの質の向上に努めます。

重点目標 ⑤ 介護保険サービスの窓口として、地域貢献に努めます。

- ・磐田市の実施する高齢者等紙おむつ購入費・タクシー利用料金助成事業における認定調査の委託事業に協力していきます。
- ・社会福祉法人の地域における公益的な取組として、「福祉なんでも相談窓口」を設置し、地域の方が抱える相談ごとへの対応をしていきます。
- ・磐田市、市地域包括支援センター等の行政関係、磐田ケアマネ連絡会、県ケアマネ協会等の職能団体の事業への協力を努めていきます。
- ・磐田市の介護保険事業計画で目標とする地域包括ケアシステムの推進のため、地域ケア会議を通じた個別ケースの情報提供、地域との情報共有に努めます。

白寿園第二居宅介護支援事業所

令和6年度 事業計画

介護保険事業所番号 2276900723



■ 令和6年度 活動コンセプト

『つなぐ、つなげる、あなたと共に…』

年をとっても、病気を持って、介護が必要になっても、自分らしく、住み慣れた家で、馴染みの地域で暮らしていきたいものです。介護保険のプロとして、社会と人と気持ちを『つなぐ、つなげる、あなたと共に…』お手伝いできるように努めます。

重点目標 ① 令和6年度より居宅介護支援事業所の新たな事業対象となる指定介護予防支援の指定を受けます。

- ・改正介護保険法の施行に伴う、指定介護予防支援の事業開始の為に、法人並びに当事業所として令和5年度中より各種申請書類の準備並びに体制整備を行い、
- ▶ 要支援認定区分のご利用者との直接的な契約手続に基づくサービス提供により、ご利用者へのケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供できるよう努めます。
- ▶ 全国的に要支援認定区分等、軽度者へのケアマネジメントを行う人材の不足が課題としてあげられることに対し、当事業所として新たな制度の下で介護予防支援サービスを提供することで、効率的なケアマネジメントの実施及びサービス提供の可能性について模索及び分析を行っていきます。
- ▶ 磐田市の地域包括支援センターとの更なる連携を図ることで、地域包括支援センターの役割である包括的・継続的ケアマネジメント支援が効率的に行うことができるよう協力していきます。

活動目標 ② 質の高い公正中立なケアマネジメントの展開

- ・適切なケアマネジメント手法を用いて、自立支援に沿ったケアマネジメントが展開できるように努めます。
- ・サービス提供状況を情報公表して行きます。また、ご利用者等にも説明し、公正中立に介護保険サービスが選択できるように支援して行きます。
- ・ヤングケアラー、障害福祉制度、生活困窮、難病等の研修、事例検討会等に参加し、多様化、複雑化する課題に対応できるよう努めて行きます。

活動目標 ③ 一人の力を組織の力へつなげる

- ・令和6年度介護保険制度が改正されたことから、定例のケアマネ会議等で介護保険法、磐田市の基準省令等の関係法令を遵守出来るように学習し理解を深めます。
- ・静岡県介護支援専門員法廷研修に沿った、適切なケアマネジメント手法を学び、理解を深めて行きます。
- ・基礎資格（看護師・社会福祉士・介護福祉士・歯科衛生士）の専門性を生かした研修を行い、組織全体の力を向上させていきます。
- ・個人力、組織力が高められるように、働きやすい環境、相談しやすい職員の関係を作り、ご利用者の情報はチームで共有します。また、スーパービジョンの手法を用いて、互いに相談、指導を行い、ご利用者の支援に還元して行きます。

活動目標 ④ 地域との連携、強化

- ・地域包括ケアシステムの深化、推進のため、地域ケア会議等へ参加し、情報提供の共有を行い、連携強化に努めます。
- ・結の会ネットワーク（磐田市南部地区ケアマネジャーの会）やせんず堂デイサービスセンターと協働し、災害BCPを策定しシミュレーション訓練を実施します。
- ・結の会（磐田市南部地域事業所間の事例検討会）を行い、地域のケアマネジャーの資質向上を目指します。また障害者福祉制度や民生委員等他制度と協働できる会議を計画します。
- ・磐田市高齢者等オムツ購入費、タクシー利用料金助成事業における認定調査の委託事業に協力します。

磐田市竜洋地域包括支援事業所

令和6年度事業計画

介護保険事業所番号 220690033

■ 令和6年度 活動コンセプト

健康寿命を延ばし、最期まで自分らしく生きる竜洋住民が増えることを目指します。

感染対策や災害関連についての対策等業務の継続できる体制づくりを目指しながら、フレイル予防、認知症予防と共生、健康長寿を延ばし、人生の最期まで住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域の方と協働をし、介護・医療・司法、行政などの関係者とも力を合わせ、住民の理解と行動がすすむよう活動支援を行います。

重点目標 ① フレイル予防について、周知啓発と地域での継続した取り組みがすすむよう活動支援を行います。

- ・シニアクラブやサロン、自治会から依頼される出前講座、包括主催・共催のカフェ(ウエルカフェやふれあいカフェ)、交流センター講座、総合相談の来所や訪問の機会にフレイルについての理解を深め、活動ができるように周知・啓発を行います。
- ・今年度はノルディックウォークのステップアップ講座を実施します。
- ・シニアクラブの脱会、サロン終了地区など活動が減少している地区を重点的に、住民からの相談対応や活動支援を健康増進課、社協SC、民生委員、福祉委員、主任ケアマネジャー等の関係者と連携し行います。

重点目標 ② 認知症予防と共生について理解が深まるよう、周知啓発、活動支援を行います。

- ・地域での認知症理解を深める内容についての掲示や、シニアクラブやサロン、自治会から依頼される出前講座、包括主催・共催のカフェ(ウエルカフェやふれあいカフェ)、交流センター講座や認知症講演会の開催をし、病気の正しい理解やケア、地域での見守り、地域で生きることすばらしさの理解が深められる活動をします。
 - ・介護者のつらい、ケアメン講座などの家族支援を行います。
 - ・認知症の方が、社会参加し活躍のできるまちづくりを目指し、人的なものをも含め、社会資源の把握に努め活動支援を行います。
- ※令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症施策基本法」が成立。

重点目標 ③ 「終活・ACP(アドバンスケアプランニング：もしものときの自分が望む医療やケアについて、家族や友人、医師などと事前に考え繰り返し話し合い共有する取り組み)」の周知啓発を行います。

- ・住民が、「ACP」について考えるきっかけづくりや内容について考えを深める機会になるように、
 - ▶ 『在宅医療』についてのテーマで、開業医の先生、住民の方、医療・介護・司法の関係者と出前講座や講演会、研修会等を行います。
 - ▶ 磐田版「私と家族の安心ノート」の書き方や、相続、遺言、税金、保険、年金などの手続き等の相談について、地域高齢者・家族が学習する機会を作ります。

白寿園 短期入所生活介護

令和6年度 事業計画

介護保険事業所番号 2276600034

■ 令和6年度 活動コンセプト

「心に届く」「心に残る」温かいケア

令和6年度においても、ご利用者、ご家族・保証人の皆様に“白寿園のショートステイなら安心して利用ができる”と思っただけの事業所を目指します。そのために、ご利用者とそのご家族との会話を大切にして要望を汲み取り、思いを尊重した援助に努めます。そして、ご家族の身体的・精神的な負担を軽減する事により在宅生活が継続できるように支援します。

活動目標 ① 専門職による適切なケアを実施し、チームケアの充実に努めます。

・ご利用者及びそのご家族・保証人との会話を大切にして、要望や思いに沿った短期入所介護計画書の作成に心がけます。職員が統一した介護を行うことで事故の防止に努めます。

▶ 前日の連絡時と送迎時には、ご自宅での様子を伺い、利用中の様子については退所連絡表を活用し、ご家族と情報共有を行います。

▶ ヒヤリハット発生時、介護計画書の内容を確認し必要時には備考欄へ記載します。また、事故発生時には速やかにケアマネジャーへ報告、そして、介護計画書を見直します。

・利用中の様子や変化、処置内容、対応方法など詳細な情報を記載できるように、個人記録の充実に図ります。

▶ 記録を確認し、不足がある場合には、互いに確認し合うように努めます。

・ご家族・保証人・ケアマネジャーへ「報告・連絡・相談」を的確に行います。

▶ 利用中に変化があった場合には、随時ご家族や保証人、ケアマネジャーへ報告し、情報の共有を行い、関係性が築けるように努めます。

・サービス担当者会議への参加、速やかな照会の回答を行います。

▶ 日々、ご利用者個々の状態を把握し、介護記録の内容の充実に心掛けます。

▶ ケアマネが何を求めているのかを十分理解し、適切な情報共有、照会回答になるよう努めます。

・お部屋の空き情報を「見える化」し、安定した利用者確保が出来るよう努めます。

▶ 「緊急短期入所受入」では、ケアマネジャーからの相談を受け積極的に対応します。そして、相談件数と緊急受け入れに差異がない件数になるよう努めます。

活動目標 ② 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）により、安全・安心な職場環境づくりを目指します。また、業務の明確化と役割分担の見直しにより、ムリ・ムダ・ムラ（3M）を削減して業務全体の流れを見直します。

・ご利用者のプライバシーと人権を守り、その人らしく過ごすことのできる環境整備、そして、美化活動に努めます。

・介護記録システムの導入により、記録時間の削減と職員間のスムーズな情報共有、新たな加算取得を実現します。

活動目標 ③ ショートステイご利用者と併設している特養のご入所者が安心して過ごせるために感染症や災害への対応力の向上に努めます。

・感染症や災害発生時における事業継続計画をより実効性のあるものとします。

▶ BCPの職員への浸透・定着に努めます。

▶ BCPの定期的かつ継続的な見直しと改善をします。

特に、感染症や災害が発生した場合、利用を継続するのか、それとも中止をするのか等、普段からご家族とコミュニケーションを取り、意向を確認するよう努めます。

老人デイサービスセンター白寿園（一般型）

令和6年度 事業計画

介護保険事業所番号 2276600034

■ 令和6年度 活動コンセプト

今日も行こうよ デイサービス

デイサービスのニーズが多様化しています。身体機能の衰え、認知機能の衰え、核家族世帯・独居、日中独居等様々な心配を抱えた現状の中、「今日も白寿園のデイサービスに行って良かった。」「デイサービスがあるからもうひと頑張りしよう。」と心も体も元気に生活していただける、楽しんでいただけるデイサービスの展開を目指します。

重点目標 ① 全職員に情報が行き渡る方法を模索し、介護サービスの質の向上に努めます。

- ・職員の「知らなかった。」から起こる事故、そして、ご利用者へ不利益が生じないように、特にご利用者に関する情報が全職員に必ず行き渡る方法を確立します。
- ・3M（ムリ・ムダ・ムラ）が削減できるよう、業務時間調査を実施します。そして、調査の結果から、問題や課題について皆で話し合い改善に努めます。
- ・介護記録用ソフト（ワイズマン）を活用し、記録に費やしていた時間を削減し、ご利用者との交流の時間が増えるよう努めます。

重点目標 ② 安心・安全に過ごすためにヒヤリハットから対策を立てます。

- ・介護事故の件数を昨年より1件でも減らすため、介護事故に至らないヒヤリハットの時点から対策を検討します。
- ・ヒヤリハット報告の件数が増えるよう、報告様式の見直しに努めます。
 - ▶ これなら「書きやすいし、わかりやすい。」と職員全員が思える報告様式を検討します。
- ・5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）により、安心・安全な環境づくりに努めます。
 - ▶ ホール内、そして、スタッフルームのカウンター周囲の整理・整頓を心掛けます。
 - ▶ 机、椅子、床、便所は、常に清潔を保ちます。

白寿園研修センター

令和6年度 事業計画

■ 令和6年度 事業コンセプト

身につけ、実を結ぶ。

白寿園研修センターでは、「介護職員の無資格者ゼロ」を目指して、介護職員初任者研修の開催を行っています。これまで白寿園内外問わず、多くの受講生が修了し、知識・技術を身につけてきました。さらに、介護支援専門員の資格取得をサポートし、合格という実を結んでいます。今年度から、キャリアパスのための受講のサポートを重点的に行います。また、内部・外部講師による講義に加えて職員主導による研修を実施し、法令の遵守、基礎知識の伝達等、職員の資質向上に努め、職員一人ひとりが、大きな実を結ぶことができるよう研修事業を進めます。

重点目標 ① 福祉人材の育成・供給

- ・各種研修を通じて、白寿会職員の資質向上、キャリアパスを実現します。
- ・OJTの確立のため、主任等を対象とした研修会を行います。
- ・研修受講のためのサポート、資格取得チャレンジへのアドバイス等を積極的に行います。

重点目標 ② コンプライアンスの徹底

- ・各種サービス、介護報酬の根拠を確認し、法令に基づく支援を展開できるよう、コンプライアンスの向上を図ります。
 - ▶ 令和6年度介護保険報酬改定の理解を深めるための対策を行います。
- ・新人職員研修を通して職業倫理・介護保険制度・介護技術・医学的知識の基礎を習得し資質向上を図ります。
 - ▶ 新人職員研修に本年度から「業務継続計画」についての内容を追加します。

重点目標 ③ 福祉人材のすそ野を広げる。

- ・ホームページ、ブログ、X等を活用し、広報活動に力を入れ、福祉に関心を持ってくださる受講生の方々の発掘に努めます。
- ・実務者研修や社会福祉士実習受入施設となるべく要件を確認し、準備が進められる状況かどうか調査を開始します。

軽費老人ホーム
白寿園ケアハウス
令和6年度事業計画



■ 令和6年度 活動コンセプト

最適な「居場所」の提供

ケアハウスはケアする場所ではなく、「居場所」を提供するところです。
私たちは「家族」のような関わりを目指し、安心して暮らしていくことにより、その方の人間性を尊重し、また、地域との交流が円滑に出来るようにサポートする事で、自立性を高められるよう努めます。そして、明るく楽しい環境の中で安全で安心出来る「居場所」を提供し、豊かな生活を送れるように支援します。

活動目標 ① 「人生計画 (life plan)」 プランニング支援

- ・ご本人が望む生活の継続を目標として、ご家族面談を実施、医療や介護を要する状態となった時に備えACP（アドバンス・ケア・プランニング）の考えを踏まえ人生計画をご本人、保証人様と話し合うための様式を整備し、当該様式に基づき個人面談を実施します。
- ・面談等で示された施設生活継続の意向、今後の医療、介護に関する希望等をその都度、記録にまとめます。

活動目標 ② 関係機関との連携

- ・加齢や疾病に伴い、認知機能、身体機能低下等により生活に支障が見られたご入居者には保証人様、ケアマネジャー等と連携し、ケアハウスでの生活を継続するために必要な介護サービスを提案し支援します。
- ・ケアハウスでの生活が困難になった場合は、本人の状態に合わせた医療機関や介護保険施設への入院・入所に関する相談、支援をします。

活動目標 ③ ご入居者確保／職員の資質向上

- ・広報活動を定期的実施し待機者の確保を行ないます。スムーズな入居を目指し、入居までの待機期間を10日以内にします。
- ・ケアハウス職員としてのスキルアップ研修をケアハウス会議時に随時実施します。
- ・認知症対応として外部研修会（ユマニチュード等、技法の習得）へ年一回以上参加し、ケアハウス会議でフィードバックしていきます。また、認知症対応マニュアルの作成を行ないます。
- ・各マニュアル作成を行ない、より効率的で安定した業務を行ないます。

特別養護老人ホーム 第二白寿園

令和6年度 事業計画

介護保険事業所番号 2276901036

■ 令和6年度 活動コンセプト

『その人らしい生活を援助し、 「ここで良かった」と思える居場所をつくる』

令和6年度は、新たなる出発、門出の年です。40床の増床という大きな節目を迎えます。開園してからの7年間で培った経験を活かし、ユニットケアの理念である『個別ケア』について、更なる深化を遂げる1年にしていききたいと思います。ユニットケアの原点であるご入居者一人一人の個性を活かし、それぞれの生活リズムに沿った『暮らしの継続』の実現を目指して、職員が一丸となってサービスの質の向上を目指します。

重点目標 ① 介護事故の起きにくい体制作りに努めます。

- ・昨年度途中から取り組んできた「ヒヤリの木」。この「ヒヤリの木」の更なる活用により、職員の「気づき」を事故防止に繋ぐ体制を整備します。
 - ・昨年度発生した重度事故、「転倒3件」と薬に関する事故については、特に分析を重ね対策を強化します。また、食事に関しては、楽しみである部分を尊重し、事故の防止ができる体制を整えます。
- ※「ヒヤリの木」とは・・・ヒヤリハットとしては報告しないけれど、日々の生活の中で少しヒヤッとしたことや危ないかもと思ったことを付箋に書いてボードに貼り、見える化したものです。見える化することで部署内の共有や振り返りがしやすくなります。

重点目標 ② 人材教育についての仕組みの構築により、職員一人一人の意識や意欲の向上を図ります。

- ・全体で行なう研修と現場で行なう実践的な教育とを区分けし、教育内容の統一、評価等の仕組みを作ります。また、現場教育のできる指導者の育成をしてきます。

重点目標 ③ 感染症や災害発生時における対応力の強化に努めます。

- ・BCP（事業継続計画）を定期的に見直し、完成度を高めていきます。
- ・BCPへの職員の理解を深めます。

各部署の重点取組事項

■ 令和6年度 介護

重点目標 ① 事故が起きにくい環境を整えます。

取組事項の内容

- ・「ヒヤリの木」を活用し、「気づき」を共有します。
- ・気づける力を身に着け事故を未然に防ぐ体制づくりに努めます。
- ・1か月に、1人1件以上のヒヤリハットに気づけるようにします。

重点目標 ② サービスの質の向上を目指します。

取組事項の内容

- ・接遇を身に付けます。
- ・全体会議、ユニット会議内で研修を実施します。
- ・手順書を再整備し、3年以上の職員が共通の指導方法で対応のできるよう整えます。

重点目標 ③ 状況に合わせた対応が出来るよう努めます。

取組事項の内容

- ・感染症発生時、災害時に職員が迅速に動けるようにBCPの理解を深めます。
 - ▶ 各会議において、増床後の対応方法をまとめます。

■ 令和6年度 医務

重点目標 ① 内服関連の事故は未然に防ぎます。

取組事項の内容

- ・医務内だけでなく、ユニットと薬のダブルチェックを忘れずに行います。
 - ▶ 定期的な手順書の確認。状況によっては変更、そして、周知します。
- ・誰にでもわかる内服薬の表記をします。

重点目標 ② 看護の質の向上を目指します。

取組事項の内容

- ・外部研修へ参加し、日々変わりゆく施設医療の情報を共有します。
- ・看取り介護の充実を図るため、ご家族への心理的支援を含めた職員教育の実施を行っていきます。

重点目標 ③ 正確な情報収集と判断ができる体制を構築します。

取組事項の内容

- ・事態の進展に合わせた段階的な対策を整理、見直しを行います。
- ・業務の優先順位を整理し、職員への周知を図ります。

■ 令和6年度 栄養

活動目標 ① 安全な食事を提供します。

取組事項の内容

- ・今年度より給食委託業者が切り替わります。これに伴い、提供する食事形態も一部変更となるため、以前と同様に安全な食事が提供できるよう、委託業者、多職種と密に連携を図ります。

活動目標 ② 給食管理と栄養管理の質の向上を目指します。

取組事項の内容

- ・実務の手順を明確に記載したマニュアルを作成し、給食管理と栄養管理の質の確保と向上を目指します。
- ・職員に向けて、食事形態等、食事に関する勉強会や資料の配布等を行います。
- ・常に多職種からの疑問、質問、要望に対し、丁寧な対応を心掛けます。

活動目標 ③ 状況に応じた対応ができるようマニュアルの整備をします。

取組事項の内容

- ・感染症や非常災害時における食事提供に関するマニュアルを再整備します。
 - ▶ 整備したマニュアルを職員へ周知します。
- ・備蓄品の整備、運用を適切に行います。

白寿園ホームヘルプサービス

令和6年度事業計画

介護保険事業所番号 2276600166



■ 令和6年度 活動コンセプト

「ご利用者の『できた』の喜びを大切に」

ご利用者のお宅に訪問し、入浴・排泄・食事の介助などの身体介護や、買い物・調理・洗濯・掃除・ゴミだし等の生活援助を行うなかで、ご利用者の心身の状態に合わせた援助を行っています。ご利用者が「気持ち良くなった・きれいになった・安心して生活を送れる」などの喜びの気持ちをもって頂けるような援助を行ってまいります。

活動目標 ① ご利用者が在宅生活を継続できるように援助します。

- ・ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、ご利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉え居宅サービス計画・介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供を行います。
- ・ご利用者の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう忠実にその職務を遂行します。
- ・ご利用者の事故防止に心がけ、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。
- ・訪問介護計画の中にご利用者の自立支援に関する目標等を位置づけ支援を展開し、動作能力等の向上に資する支援を行います。

活動目標 ② 訪問介護員の資質の向上を図ります。

- ・毎月1回行うカンファレンスにおいて、テーマに沿った研修を行い、訪問介護員の技術の向上に努めます。また外部研修にも積極的に参加し、事業所全体のスキルアップに努めていきます。
 - ・ハラスメントの予防として、訪問介護員は上下関係や雇用の形態の隔てなどを気にせずに訪問介護員同士の意思疎通を深め、何事にも「ほう・れん・そう」を大切にし、小さなことでも「報告」し合い、必要事項を「連絡」し、誰もが同じように質の高いサービスを提供できるよう、「相談」し、お互いを高め合っ
- てチーム力の向上に努めていきます。
- ・感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携を図り、感染防止に有効な対応を継続します。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
 - ・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じ、ご利用者の人権の擁護に努めるように研修等を行います。

活動目標 ③ チームとしての役割を担う為に多職種と連携を図ります。

- ・多様な機関や組織と顔の見える関係を築けるよう、積極的に多職種との会議や研修に参加します。
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用として、「テレビ電話装置等」の環境を整え、各種会議や研修等に参加します。
- ・各居宅介護支援事業所・磐田市地域包括支援センターなど、関係機関との連携の強化を図ります。
 - ▶ 月初には、各居宅介護支援事業所へ訪問し、実績やお便り等を届けます。

なないろ保育園

令和6年度 事業計画

■ 令和6年度 活動コンセプト

地域に愛される保育園！！

地域に愛される保育園として、地域の皆様と一緒にあって、なないろ保育園を育てていければと思います。

活動目標 ① 安全で活動しやすい環境を整えます。

・散歩を楽しむ中で、草花や虫など身近な生き物に出会い興味や関心を抱いたり、すれ違う人達と挨拶を交わすことで、身の回りに様々な人がいることに気づいたりできるように、安全で活動しやすい環境を整えます。生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなど身近な環境に関わる子どもの感覚に心を傾け、子どもの感動や発見に寄り添いながら、子どもの感性が豊かに育つよう働きかけていく。

活動目標 ② 地域の行事・文化に触れた活動の推進

・毎日の保育の中で、わらべうたや昔話などを通してその季節や文化を取り入れた遊びを楽しんだり、行事食を体験したりすることで、伝統的な文化に触れるようにします。保育所が子どもと地域をつなぐ存在となり、子どもが地域に見守られながら育つ喜びを味わえるよう、子どもなりに楽しんだり取り組めたりするような体験を計画する。

活動目標 ③ 保育士の資質向上のための研修へ積極的に参加します。

・保育の質の向上に取り組むために、保育内容の改善や保育士の役割分担などの見直しを行うと共に、自己研鑽や保育所内での研修、また、外部研修へ積極的に参加します。子どもの保育に関わる様々な知識と技能に基づく適切な判断と対応によって、保育士は子どもの気持ちを受け止め、一人一人の子どもが保育所で安定、安心して生活できるように保育を行い、また、子どもの保護者や地域への子育て支援を行っていきます。



デイサービスせんず堂

令和6年度事業計画

介護保険事業所番号 2276901309

■ 令和6年度 活動コンセプト

地域から望まれるデイサービスを目指します。

ご利用者が慣れ親しんだ地域、生活環境において、可能な限り在宅生活を継続していけるよう、レスパイトケアにも心掛け、支援していきます。そして、ご利用者及びご家族等のニーズを的確に捉え、ご利用者の「その人らしさ」を尊重していきます。

活動目標 ① 安定した事業の継続を目指します。

- ・1日の平均利用者数を17人以上とし、稼働率85%以上を目指します。
- ・「デイサービスせんず堂」の活動内容をより多くの方々に知っていただけるよう、広報活動に重点を置き、選ばれる事業所となれるように努めます。
- ・新たな加算取得に向けたチャレンジをしていきます。
- ・ご利用者及びご家族等に安心していただける送迎サービスを提供します。
- ・非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを職員に周知し意識の向上を図ります。
- ・感染症対策として、業務継続計画の定期的な見直し、そして、感染症に係るシミュレーション訓練を実施します。

活動目標 ② 介護サービスの質の向上

- ・限られた空間の中で、ご利用者が安全に安心して過ごしいただくため、5S活動に取り組みます。
- ・ご利用者の居宅サービス計画等に沿った通所介護計画を作成し、定期的に評価を行います。
- ・集団リハビリテーションの充実を図ります。
 - ▶ エキサイティングな（ワクワクするような）余暇活動の企画・立案をし、実施します。
- ・口腔ケアの充実を目指します。
 - ▶ 食事前の口腔・嚥下体操、食後の口腔ケアを実施します。
- ・ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
- ・法人内の通所介護事業所と情報交換会を行ったり、職員研修や外部研修へ参加したりなど、自己研鑽に努めます。